

未来につなぐ相続登記

～忘れていませんか？相続登記～

自分の権利を大切にするとともに、次世代の子どもたちのためにも
早めの相続登記をおすすめします。

相続登記をしないで放っておくと・・・

不動産をすぐに
売却できない…

空き家の所有者が見つか
らない…



相続登記の手続費用
が高額に…

相続人と連絡がと
れない…

e t c…

- 土地や建物の不動産を所有していた方が亡くなられた場合には、「相続による所有権移転」の登記を不動産を管轄する法務局に申請することが必要です。
- 相続人又は相続人から依頼を受けた司法書士（国家資格者）は、相続登記に必要な書類を作成又は取得し、法務局に提出することができます。

横浜地方法務局ホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/yokohama/>

神奈川県司法書士会ホームページ

<http://www.shiho.or.jp/>

横浜地方法務局横須賀支局

046-825-6511